

資料－3 建設大臣の一般認定取得した確かな品質

上述等の科学的知見に基づき、小梁補強より高い耐久性や強度が求められる耐震補強工法が国交省大臣認定されている。（清水建設株式会社、鹿島建設株式会社、新日本製鐵株式会社、大成建設株式会社、株式会社竹中工務店 ニュースリリース）

炭素繊維シートによる耐震補強工法「SR-CF工法」が建設大臣の一般認定を取得 ～炭素繊維シートによる耐震補強工法の大員認定は業界初～

清水建設(株)、鹿島建設(株)、新日本製鐵(株)、大成建設(株)、(株)竹中工務店の5社はこのほど、既存の鉄筋コンクリート造や鉄骨鉄筋コンクリート造の建物の柱に炭素繊維シートを巻き付けて耐震補強する「SR-CF工法」について、「SR-CF工法による鉄筋コンクリート柱」という名称で建設大臣の一般認定を取得しました。

通常、既存建物の増築、大規模改修、用途変更などの改修工事に炭素繊維による補強工法を採用する場合には、建築確認の手続きに伴って個別の工事毎に大臣認定が必要です。今回、建設大臣の一般認定を取得したことで、通常の建築確認の手続きを行うだけで改修工事に本工法を採用することが可能となりました。

「SR-CF工法」は、既存の鉄筋コンクリート造や鉄骨鉄筋コンクリート造の柱に炭素繊維シートを巻き付けて、建物の耐震性能を大幅に向上させる耐震補強工法です。主な特徴は、補強材料が軽量であり、重機や火気を用いることなく施工でき、また、騒音・振動も少なく、かつ工期が短いことなどです。本工法は、建物の建設年代、あるいは鉄筋コンクリート造や鉄骨鉄筋コンクリート造の構造種別を問わず、様々な建物の「柱」の耐震補強に適用できます。また、炭素繊維シートで補強した柱の耐火被覆は原則的に施さなくて済み、防火上の内装制限に準じた指導を受ける場合には従来どおり柱の表面を不燃・準不燃材料で仕上げるだけで済みます。

「SR-CF工法」は、「炭素繊維補修・補強工法技術研究会」傘下の「建築部会」に所属する建設会社や炭素繊維シートメーカーなど民間12社が、炭素繊維シートによる既存建物の耐震補強工法の確立を目指して「炭素繊維シートによる建築物の補修補強工法研究推進会」を組織し、学識経験者を交えて、柱を対象とした耐震補強工法として開発したものです。平成9年12月には、同研究推進会のメンバーのうち清水建設(株)(代表幹事会社)、鹿島建設(株)、新日本製鐵(株)、大成建設(株)、(株)竹中工務店の5社が(財)日本建築センターから本工法の一般評定を取得し、引き続き大臣認定の申請を行い、取得したものです。